

石川労働局発表
令和7年6月27日（金）

【照会先】

石川労働局労働基準部賃金室

室長 河野 英俊
賃金室長補佐 石間 康時士
電話 076(265)4425

報道関係者 各位

石川県最低賃金の改正を諮問します

ー令和7年度石川県最低賃金の審議が始まりますー



石川労働局長（八木 健一^{やぎ けんいち}）は、令和7年7月10日（木）開催の「第457回石川地方最低賃金審議会」において、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、同審議会会長に対して、石川県最低賃金（現行：時間額984円）の改正決定について、調査審議をお願いする旨の諮問を行います。

記

- 1 会議名 「第457回石川地方最低賃金審議会」
- 2 開催日時 令和7年7月10日（木）午前10時00分～（60分程度）
- 3 開催場所 金沢駅西合同庁舎 別館 2階
（金沢市西念3丁目4番1号）
- 4 その他 取材（テレビカメラ等による撮影）は、会議の冒頭のみ（諮問文の交付まで）とさせていただきます。

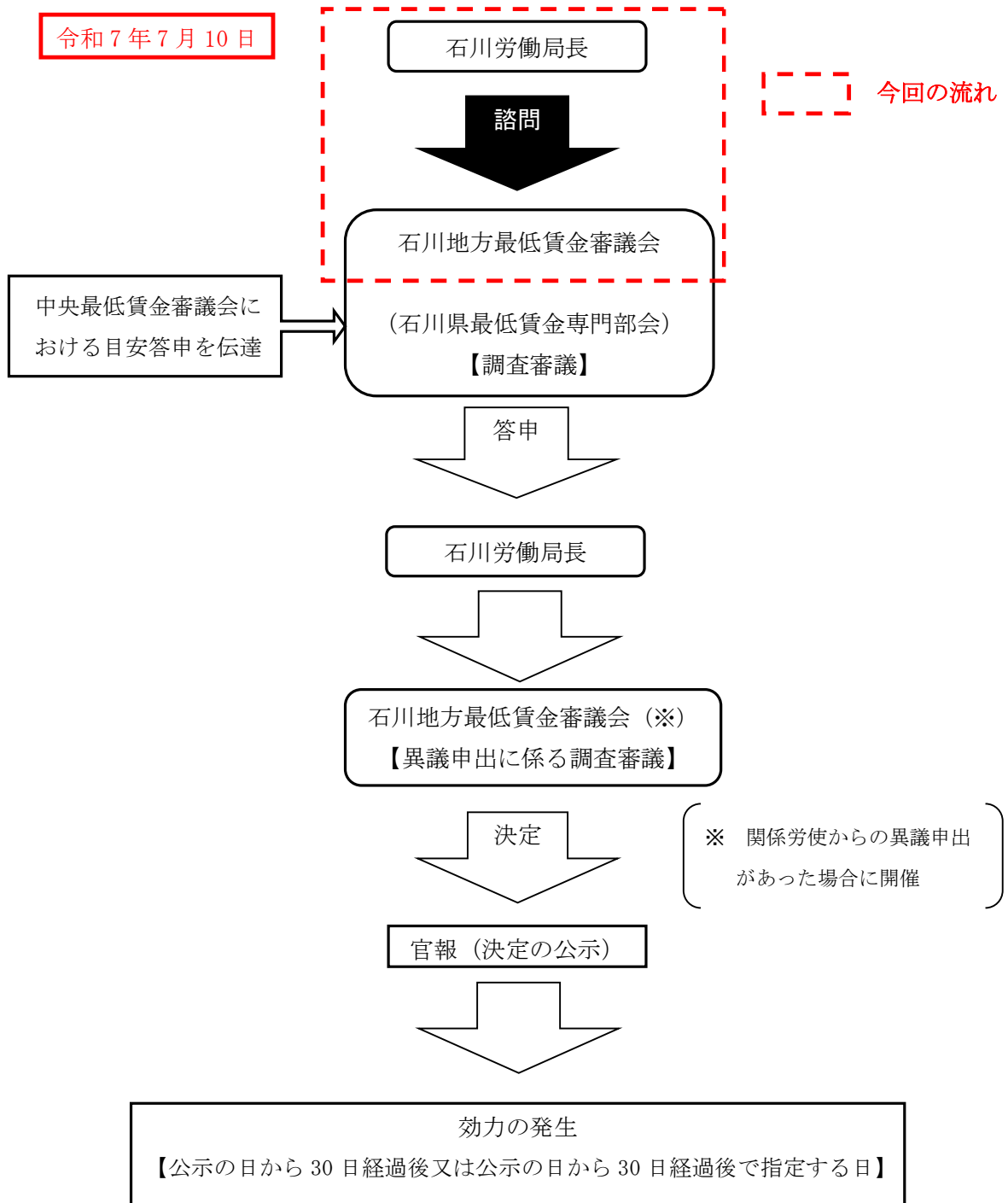
○最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）（抄）

第12条（地域別最低賃金の改正等）

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和7年7月10日



○最低賃金の改定について

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定します。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されます。